2　この章の規定に基づく産品の価額については、千九百九十四年のガット第七条の規定及び関税評価協定の規定に必要な変更を加えたものにより算定する。全ての費用については、産品が生産される締約国において適用される一般的に認められている会計原則に従って記録し、かつ、その記録を保管するものとする。

3　非原産材料の価額は、次のとおりとする。

(a)　輸入される材料については、輸入の時の当該材料のＣＩＦ価額

(b)　締約国において得られる材料については、確認可能な最初に支払われた又は支払われるべき価額

4　原産地不明の材料は、非原産材料として取り扱う。

5　次の経費は、非原産材料又は原産地不明の材料の価額から控除することができる。

(a)　生産者まで当該非原産材料又は原産地不明の材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他の輸送に関する費用

(b)　当該非原産材料又は原産地不明の材料に対する関税、内国税及び通関手数料（免除され、又は払い戻される関税及びその他の方法により回収される関税を除く。）

(c)　無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再生可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）

(a)から(c)までに規定する経費が不明である場合又は当該経費についての証拠がない場合には、その控除は、認められない。

第三・六条　軽微な工程及び加工

この章の規定にかかわらず、産品を生産するために非原産材料に対して行われる次の工程については、当該産品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない。

(a)　輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程

(b)　輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程

(c)　ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破砕、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な（注）処理

注　この条の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

(d)　産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(e)　産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(f)　生産品の部品への分解

(g)　動物をとさつする工程（注）

注　この条の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

(h)　塗装及び研磨の単純な工程

(i)　皮、核又は殻を除く単純な工程

(j)　産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）

(k)　(a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ

第三・七条　僅少の非原産材料

1　附属書三Ａ（品目別規則）に定める関税分類の変更を満たさない産品は、当該産品がこの章に定める他の全ての関連する要件を満たす場合において、次のいずれかのときは、原産品とする。

(a)　統一システム番号の第一類から第九七類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（該当する関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が当該産品のＦＯＢ価額の十パーセント以下の場合。当該非原産材料の価額は、第三・五条（域内原産割合の算定）３の規定に従って決定される。

(b)　統一システム番号の第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下の場合

2　１に規定する非原産材料の価額は、該当する域内原産割合の要件においては、非原産材料の価額に含められる。

第三・八条　こん包材料及び包装材料並びにこん包容器及び包装容器の取扱い

1　産品の輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品の原産品としての資格を決定するに当たり、考慮しない。

2　産品を小売用に包装する包装材料及び包装容器であって、当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、当該産品の原産品としての資格を決定するに当たり、考慮しない。ただし、当該産品が次のいずれかに該当することを条件とする。

(a)　第三・二条（原産品）(a)の規定に従って、一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。

(b)　第三・二条（原産品）(b)の規定に従って、一の締約国において一又は二以上の締約国の原産材料のみから生産される産品であること。

(c)　当該産品について附属書三Ａ（品目別規則）に定める関税分類の変更の要件又は特定の製造若しくは加工の作業の要件の対象であること。

3　産品が域内原産割合の要件の対象である場合には、当該産品を小売用に包装する包装材料及び包装容器の価額については、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、当該産品の原産材料又は非原産材料として考慮する。

第三・九条　附属品、予備部品及び工具

1　産品の原産品としての資格を決定するに当たり、当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件として、当該産品の一部とみなすものとし、また、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について附属書三Ａ（品目別規則）に定める該当する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われているかどうかを決定するに当たり、考慮しない。

(a)　当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　１の規定にかかわらず、産品が域内原産割合の要件の対象である場合には、当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額については、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件として、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、原産材料又は非原産材料として考慮する。

(a)　当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

第三・十条　間接材料

1　間接材料は、生産される場所のいかんを問わず原産材料として取り扱う。間接材料の価額は、一般的に認められている会計原則に従って産品の生産者の記録に記載される費用とする。

2　この条の規定の適用上、「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査において使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働において使用される産品をいい、次のものを含む。

(a)　燃料及びエネルギー

(b)　工具、ダイス及び鋳型

(c)　設備又は建物の維持において使用される予備部品及び産品

(d)　生産において使用され、又は設備若しくは建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料